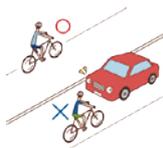


15年ぶりに改定された「自転車安全利用五則」の運用から1年

# 自転車の交通ルール きちんとして守っていますか？



## 01 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



車道と歩道の区別があるところでは、車道通行が原則です。車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。

毎日のお出かけに使用する人も多い自転車。自転車の交通安全で特に守るべきルールとして国が定めた「自転車安全利用五則」が昨年11月に15年ぶりに改定されました。基本的なルールを改めて確認し、快適な自転車ライフを過ごしましょう。

☎交通対策課 ☎050・7102・6530  
☎841・4605

## 02 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

安全確認！



信号機、一時停止の標識は必ず守ってください。見通しの悪い交差点は一時停止して安全を確認しましょう。

## 03 夜間はライトを点灯



夜間はライトを点けなければなりません。前方を照らすだけでなく、自転車が通ることを周りに知らせることも重要です。

## 04 飲酒運転は禁止



自動車を運転するときと同じで、お酒を飲んだときは乗ってはいけません。

## 05 ヘルメットを着用



ご自身が自転車に乗るときのヘルメット着用はもちろん、幼児・児童が乗るとき、幼児・児童を乗せるときはヘルメットをかぶらせましょう。

One more

五則に加えてもう一つ  
「ながら運転禁止」

電話しながら、傘をさしながらの運転は非常に危険です。自転車は何かを「しながら」ではなく集中して運転しましょう。

## 注意！

ルールを守らない運転が  
大事故や高額賠償に…

### 交通事故による 判決事例



### 判決事例 1

夜間、ライトを点灯せずに携帯電話を操作しながら自転車を走行中、前方の歩行者に衝突。衝突された歩行者に重大な障害が残った。

➡ 5000万円の賠償

### 判決事例 2

歩行者用道路でスマートフォンと飲み物を持ちながらイヤホンをした状態で自転車を走行中に歩行者にぶつかって死亡させた。

➡ 禁錮2年、執行猶予4年

## ヘルメットの着用で 命と暮らしを守る



最近は帽子型のヘルメットも

令和5年4月からは全年齢にヘルメット着用の努力義務が課されましたが、8月に行った市民アンケートでは、ヘルメットを着用している人の割合は11%とまだまだ低い状態です。「髪型が崩れる」「おしゃれじゃない」と言った意見も多かったですが、平成30年～令和4年の全国の自転車関連事故の死亡原因の約6割は頭部損傷によるものでヘルメットは身を守る必要な防護用品です。皆さんの命と暮らしを守るために考えられた交通ルールを、「自分ひとりくらいなら」と思わずに「自分のためにも」率先して守りましょう。

## PICK UP 地域の交通安全を守る市民に聞きました

枚二校区コミュニティ協議会地域安全委員会会長 高井省三さん

朝の通学路で安全を守っていますが、非常に狭い歩道も多く、歩道を守る自転車が通学中の子どもとぶつかりそうになることもあるので、「車道通行しましょう」といった呼びかけをしています。自転車安全利用五則は当たり前前のルールとして守っていただきながら、走る場所や時間帯に応じてさらに注意していただき、自転車や歩いて通行される皆さんと一緒に交通事故のない地域づくりを進めることができればと思っています。

